前橋市子育てひろばの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改　正　案	現　　行
（使用料） 第9条　省略 2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の使用料は、無料とする。 (1)　1歳未満の乳児 (2)　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた児童 (3)　療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた児童 (4)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた児童	（使用料） 第9条　省略
（使用料の減免） 第11条　市長は、特に必要があると認めるときは、第9条第1項に定める使用料を減額し、又は免除することができる。	（使用料の減免） 第11条　市長は、特に必要があると認めるときは、第9条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。